

鳥取県発 地域主権型社会の 実現を目指して！！

第1回 地域主権検討プロジェクトチーム会議 次第

1 日 時 平成21年10月15日(木) 16:30～

2 場 所 第22会議室 県庁第2庁舎4階

3 挨拶 企画部長

4 議 題

(1) プロジェクトチームの発足及び検討スケジュールについて

(2) 地域主権に係る検討内容について

(3) 国・県・市町村の役割分担のあり方、課題等について

(4) その他

〔資料〕

- 1 地域主権研究会（PT及びWG）について（案）
- 2 民主党マニフェスト【地域主権関係部分（抜粋）】
- 3 国・県・市町村の役割分担の状況
- 4 鳥取県ふるさとハローワークについて
- 5 地域主権型社会の実現について〈検討のイメージ〉
- 6 市町村への権限移譲の取組みについて
- 7 自治組織充実の取り組み状況
- 8 鳥取県の広域行政体制
- 9 県・市町村「連携・共同事務検討協議会」の設置について

出席者名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
防災局 防災チーム	主 幹	西村 元良	
総務部 総務課	課 長	山本 仁志	
財政課	課長補佐	中西 眞治	
税務課	課 長	越智 浩明	
行財政改革局 業務効率化室	室 長	森田 靖彦	
文化観光局 文化政策課	課 長	小林 直樹	
福祉保健部 福祉保健課	課 長	中林 宏敬	
生活環境部 環境立県推進課	課長補佐	高務 裕子	
商工労働部 経済通商総室	企画調査チーム長	新 貞二	
農林水産部 農政課	課長補佐	北村 順一	
県土整備部 県土総務課	課長補佐	小畑 正一	
教育員会事務局 教育総務課	課長補佐	林 憲彰	
企画部	企画部長	林 昭男	
政策企画総室	総室長	小林 敬典	
〃	企画調整チーム長	亀井 一賀	
〃	次世代改革チーム長	若松 紀樹	
地域づくり支援局 自治振興課	主 幹	上野 武彦	

地域主権研究会（PT及びWG）について（案）

政策企画総室

1 地域主権研究会の目的、構成等

新しい地域主権型社会の確立を目指し、鳥取県型の地域主権の実現に向けたフレームを研究・検討するとともに、各方面に必要な提言等を行うため、地域主権に関する研究を進める。

そのための体制として、地域主権研究会を設置。（有識者会議及び地域主権検討PTで構成）

2 地域主権研究会における検討の方向性

新しい地域主権型社会に対応した鳥取県型の地方のあり方を再構築する。

その実現のため、県と市町村の役割分担や組織、権限、財源などについて、あるべき姿を検討し、鳥取県型の地域主権を提案する。

3 検討体制

(1) 【有識者会議】鳥取県地域主権研究会

体制 外部有識者等（大学教授、経済界、市町村代表者、その他有識者等）により構成

役割 （国と地方の役割分担を踏まえ、）地方の中における鳥取県型の「県と市町村のあり方」等を取りまとめ、提言等を行う。

(2) 【庁内PT】地域主権検討PT

体制 各部局主管課長等によりPTを構成。その他、必要に応じ、関係所属等で構成するワーキングチーム等により検討。（庁内の検討組織）

役割 ・鳥取県地域主権研究会で議論する材料・資料、取りまとめ原案等の作成
・新政権の予算対応等に係る情報収集
・地方における新たな税制度の検討
・経済雇用対策の検討 など

【地域主権検討PT・WGの構成等】(案)

区 分	当面のテーマ	構 成 (必要に応じ、メンバー の追加等を行う)	スケジュール
地域主権検討PT	鳥取県地域主権研究会 で議論する材料・資料、 取りまとめ原案等の作 成	政策企画総室、各部局主 管課、自治振興課、財政 課、税務課、業務効率化 室 (事務局：政策企画総室)	随時 (平成21年度中に 提案できるように)
新政権情報収集W G	新政権の予算対応等に 係る情報収集	政策企画総室、各部局主 管課 (事務局：政策企画総室)	随時
地方環境税検討W G	地方環境税創設を含め た税制度の提案	政策企画総室、税務課、 財政課、環境立県推進課 (事務局：政策企画総室)	11月中には制度提 案できるように (政府税調等の動き をにらみながら)
経済雇用対策WG	景気回復に向けた経済 雇用対策の検討	経済通商総室、農政課、 長寿社会課、県土総務課 (事務局：経済通商総室)	11月中には提案で きるように (国の補正予算編成 の動きをにらみな がら)
産業構造転換WG	本県の産業構造を転換 するための施策等の検 討	経済通商総室 (事務局：経済通商総室)	平成21年度中に提 案できるように
地方教育のあり方 WG	地方における教育のあ り方	教育委員会内関係課、青 少年・文教課 (事務局：教育総務課)	平成21年度中に提 案できるように
福祉施策のあり方 WG	後期高齢者医療制度・障 害者自立支援制度廃止 後の制度設計	福祉保健課・医療指導 課・障害福祉課 (事務局：福祉保健課)	平成21年度中に提 案できるように

民主党マニフェスト【地域主権関係部分（抜粋）】

政策企画総室

●霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

●国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する

【政策目的】

- 国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

【具体策】

- 国の出先機関を原則廃止する。
- 道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

●公務員制度の抜本改革の実施

【政策目的】

- 公務員に対する信頼を回復する。
- 行政コストを適正化する。
- 労働者としての公務員の権利を認め、優秀な人材を確保する。

【具体策】

- 2008年に成立した「国家公務員制度改革基本法」に基づき、内閣の一元管理による新たな幹部職制度や能力・実績に応じた処遇などを着実に実施する。
- 定年まで働ける環境をつくり、国家公務員の天下りのあつせんは全面的に禁止する。
- 地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金などの水準、定員の見直しなどにより、国家公務員の総人件費を2割削減する。
- 公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みを作る。

●目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

【所要額】

2.5兆円程度

●高速道路を原則無料化して、地域経済の活性化を図る

【政策目的】

- 流通コストの引き下げを通じて、生活コストを引き下げる。
- 産地から消費地へ商品を運びやすいようにして、地域経済を活性化する。
- 高速道路の出入り口を増設し、今ある社会資本を有効に使う、渋滞などの経済的損失を軽減する。

【具体策】

- 割引率の順次拡大などの社会実験を実施し、その影響を確認しながら、高速道路を無料化していく。

【所要額】

1.3兆円程度

地域
主権
地域のことは、地域が決める。
活気に満ちた地域社会をつくります。

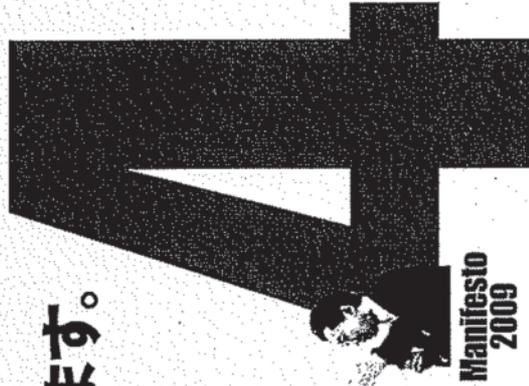
「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。 農業の戸別所得補償制度を創設。 高速道路の無料化、郵政事業の抜本見直しで地域を元気にします。

農林漁業を立て直し、食と地域を再生します。
ガソリン税などの暫定税率は廃止し、生活コストを引き下げます。
地域を活性化することで、国全体が元気になるります。



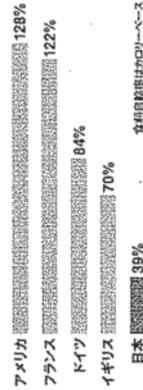
地域を 再生させる政策

- 中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方のできることは地方に移譲します。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置します。
- 国の「ひもつき補助金(社会保険・義務教育関係は除く)」は廃止し、地方の自主財源に転換します。
- 国直轄事業に対する地方の負担金は廃止します。
- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止し、2.5兆円の減税を実施します。
- 高速道路は段階的に無料化し、物流コスト・物価を引き下げ、地域と経済を活性化します。
- 「戸別所得補償制度」の創設により、農業を再生し、食料自給率を向上させます。
- 畜産・酪農業、漁業に対する所得補償と林業に対する直接支払いの導入を進めます。
- 地域社会を活性化するため、郵政事業を抜本的に見直します。



Manifesto
2009

● 日本の食料自給率は低すぎます。



● 高速道路無料化の経済効果は、国自身が認めています。

料金割引	経済波及効果(利用者保護)
現状(土日1000円など)	1.7兆円
無料化	7.8兆円

国土交通省国土利用政策研究所報告書

国・県・市町村の役割分担の状況（鳥取県イメージ）

政策企画総室

区分	市町村		県		国（出先機関）
	役場	広域事務組合等			
窓口サービス	戸籍、住民票、外国人登録、印鑑登録、身分証明、所得・納税証明等			パスポート発行、納税証明、県民の声等	地方税务局(法務省) ・登記、供託、人権相談等
子育て	児童手当、保育所、母子・乳幼児健診、放課後児童保育、子育て相談等			母子保健・福祉、児童福祉、福祉相談センター、児童相談所、等	財務事務所(財務省) ・国有財産、金融検査等
教育	幼稚園・小・中学校の管理運営、生涯学習、放課後児童倶楽部、公民館、スポーツ施設等			高等学校教育、特別支援教育、教職員の人事・給与等	労働局(厚生労働省) ・職業紹介事業・労働基準監督等
健康・医療・福祉・年金	国民健康保険、後期高齢者医療、健康診断・保健指導、予防接種、障害者福祉、生活保護、国民年金、病院・診療所の設置運営等	救急搬送、救急医療、障害者自立支援等		病院運営、広域救急、医療関係者、感染症対策、難病対策、精神保健、看護学校、生活保護、等	農政事務所(農林水産省) ・食品安全・米穀需給・農業統計・農業振興、後継者育成等
介護	介護保険の実施、地域包括支援センター等	要介護・要支援等認定審査等		介護保険指導等	森林管理所(林野庁) ・国有林の管理、治山治水
住宅・環境・ゴミ	公営住宅、資源リサイクル、温暖化対策等	消防、火葬場、ごみ処理、し尿処理等		公営住宅、建築基準、廃棄物処理、温暖化対策、資源リサイクル対策、環境対策、衛生研究	漁業調整事務所(水産庁) ・漁業取締、資源管理等
まちづくり	都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(準用河川)、上下水道			都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(二級河川)、上下水道の衛生、治山・治水、空港・港湾管理等	河川国道事務所(国土交通省) ・国道の整備・維持管理 ・一級河川の管理・ダム管理等
産業	産業振興、農林水産業振興、雇用対策、企業誘致、観光物産振興			経済産業振興、雇用就業支援、企業誘致、観光物産振興、農林水産業振興、試験研究機関	運輸支局(国土交通省) ・自動車登録・道路運送事業等
その他	人事、条例・規則、広報、財産管理、財政、統計、企画、消防団、防災、人権啓発、男女共同、地域情報化、過疎中山間対策等			人事、条例・規則、広報、財産管理、財政、統計、企画、広域防災、人権啓発、男女共同、地域情報化、過疎中山間対策、消費者保護等	空港・港湾事務所(国土交通省) ・空港、港湾整備 空港出張所(国土交通省) ・空港管制業務 自然環境事務所(環境省) ・自然環境保全・野生生物・環境
税金	(役場) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、入湯税、都市計画税	滞納整理(県と共同)		道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税等	税務署(国税庁) 法人税、所得税、相続税、贈与税、地価税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税、登録免許税特別とん税、関税

* 全ての事務を抜き出したものではなく、主な事務分野を表記したものです。

鳥取県ふるさとハローワークについて

○ 県・地元市町・国が共同し、地域職業相談室(※)を設置。

【愛称】 「鳥取県ふるさとハローワーク境港」
 「鳥取県ふるさとハローワーク八頭」

※ 人口5万人以上のハローワーク未設置地域及び、ハローワークの再編整理(廃止)実施地域において、市庁舎内にハローワークの窓口を開設(全国95カ所)。

○ 設置場所

境港市：市庁舎

八頭町：県総合事務所

○ 開設時期 平成20年4月1日

○ サービス内容

- ・求職者に対する職業相談、職業紹介(ハローワーク)
- ・求人の受理(ハローワーク)
- ・資格取得の相談・各種情報提供(鳥取県)

○ 地域職業相談室の体制

◆ 国費相談員 3名

◆ 県費相談員 1名

◆ ハローワークの職員が巡回

◆ 求人情報検索機を各施設に5台ずつ設置

ふるさとハローワーク八頭からのご案内

八頭郡に お住まいの皆さん



求人や求職の手続きが
「ふるさとハローワーク八頭」で
できることをご存知でしたか？



ふるさとハローワーク八頭では次の業務を行っています

- ◎ ハローワーク鳥取と同じ求人情報の提供・求職の受付・職業紹介
- ◎ 仕事に関する相談や講習案内(電話や出張での相談も受付けています)
- ◎ 求人登録の受付

(注)雇用保険関係の事務は扱っていませんのでハローワーク鳥取でお願いします。

ふるさとハローワーク八頭

職業紹介を
ご希望の方

☎(0858)

76-7076

仕事に関する相談を
ご希望の方

☎(0858)

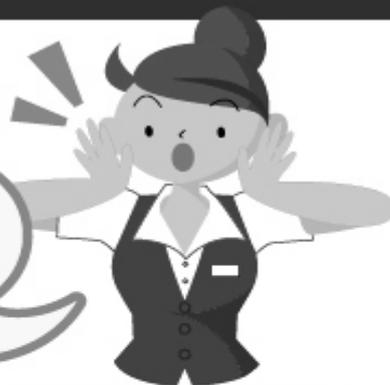
72-3986



所在地/鳥取県八頭総合事務所 別館1階 八頭郡八頭町郡家100 営業時間/9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ふるさとハローワーク境港からのご案内

境港市にお住まいの皆さん
求人や求職の手続きが
「ふるさとハローワーク境港」で
できることをご存知でしたか？



ふるさとハローワーク境港では次の業務を行っています

- 1 ハローワーク米子と同じ求人情報の提供・求職の受付・職業紹介
- 2 仕事に関する相談や講習案内(電話や出張での相談も受付けています)
- 3 求人登録の受付

(注)雇用保険関係の事務は扱っていませんのでハローワーク米子でお願いします。

職業紹介をご希望の方 …………… ☎0859-44-1733

仕事に関する相談をご希望の方 …… ☎0859-44-3395

営業時間/9:00~17:00(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

所在地/境港市役所 別館1階 〒684-8501 境港市上道町3000

地域主権型社会の実現について < 検討のイメージ >

新しい地域主権型社会に対応した地方のあり方を再構築

県と市町村の役割分担や組織、権限、財源などについてあるべき姿を検討し、鳥取県型の地域主権を提案



1 中央集権型社会の問題点

地域住民が受ける地方自治体の行政サービスはその大部分に国が関与
 県・市町村が実施する行政サービスも国が全国一律の基準や規制によって規制
 地方自治体が、自らの判断や裁量により実施できる範囲は非常に限定的

↓

「2重3重行政」「全国統一規格による不効率」「責任の所在が不明確」などの問題発祥

< 住民に対する行政サービス >



国が実施・関与する行政サービスの見直し〔提案事例1〕

～「職業紹介」「職業訓練」に関する事務～

【現 行】

1 職業紹介
公共職業安定所(ハローワーク)
 有効求人倍率が極端に低い地域のハローワークを、厚生労働省の全国一律の行革基準によって廃止するなど、地域・生活者の視点が全く欠如。
 *鳥取県では、苦肉の策として国・県・市町で「ふるさとハローワーク」を設置。(境港市・八頭町)

2 職業訓練
職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)
 セーフティネットとしての離職者の早期再就職を図るための職業訓練。及び高度・先導的な職業訓練の開発・普及。
 「離職者訓練」「在職者訓練」「学卒者訓練」

職業能力開発校(都道府県設置)
 地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練。及び地方公共団体の産業施策や福祉施策と一体となり取組み。
 「離職者訓練」「在職者訓練」「学卒者訓練」

【見直し案】

ハローワークは、地域産業の実情等に精通している県に組織・権限・財源をセットにして、県に移管すべき。
 また、県で実施すれば、職員を全体的に融通でき、繁忙・閑散に応じた人員シフトも可能となる。

ポリテクセンターは、必要な施設・機材・人員などを、県に移管し県の職業訓練と一体的に実施する体制とすべき。

↓

地域産業の要望や雇用動向を踏まえた適切な職業訓練を、県が総合的に実施。
 また、職業訓練と一体となって、求職者の希望に応じた職業紹介も効果的に実施可能。

国が実施・関与する行政サービスの見直し〔提案事例2〕

～「農地転用」「保安林」に関する事務～

【現 行】

1 農地転用の許可
 優良農地の確保と計画的土地利用のための許可制度
 ・4ha超 農林水産大臣の許可
 ・4ha以下 都道府県知事の許可

2 保安林の指定等
 水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等のための指定制度。
 指定・解除権者
 国：「水源涵養保安林」「土砂流出防備保安林」「土砂崩壊防備保安林」の3種別
 県：「保健保安林」「魚つき保安林」「風致保安林」「なだれ・落石防止保安林」など9種別
 国による指定・解除の対象となる保安林が大部分。
 立木の伐採などは、県知事が許可

【見直し案】

1 農地転用の許可
 国は農地転用に関する基本的な準則を定めるに留め、個別の転用許可については県・市町村に移譲し、地域における土地利用の円滑化を図るべき。
 ・4ha超 都道府県知事の許可
 ・4ha以下 市町村長の許可

2 保安林の策定
 林地の有する公益的機能は様々であり、林地が位置する地域の状況に応じて、幅広い観点で判断が可能な県が指定・解除を行うべき。
 なお、国の指定であっても、県が実態調査を行い国に具申している実情からも県に移譲すべき。

国が実施・関与する行政サービスの見直し〔提案事例3〕

～「公営住宅の整備」～

【現 行】

公営住宅は、公営住宅法に基づき、県・市町村が実施主体として整備。

国は、公営住宅整備基準等を満たす公営住宅の整備に対して、地域住宅交付金によって財政支援を実施。

ただし、入居基準について、全国一律の基準があるため、社会情勢の変化や地域事情を反映した特定目的のための住宅需要に対応した財政支援となっていない。

< 特定目的の住宅 >

- 子育てファミリー向け住宅
- 高齢者向けバリアフリー住宅
- 障害者向けグループホーム
- 不安定雇用者向けの一時シェルター

など

【見直し案】

地域住民の住宅ニーズに速やかに対応できるよう、公営住宅の整備に関する事務を、原則として市町村に一元化。

但し、特定目的住宅の整備等については、財源や整備手法等の観点から、県と連携して実施。

公営住宅交付金による財政支援は廃止し、地方に財源を移転。



地域・生活者の立場に立った、
住宅政策の展開

3 地域主権の実現に向けて

「住民に身近な行政サービスは、
住民にもっとも身近な基礎自治体で」を基本に、
市町村に対して事務権限を大胆に移譲！

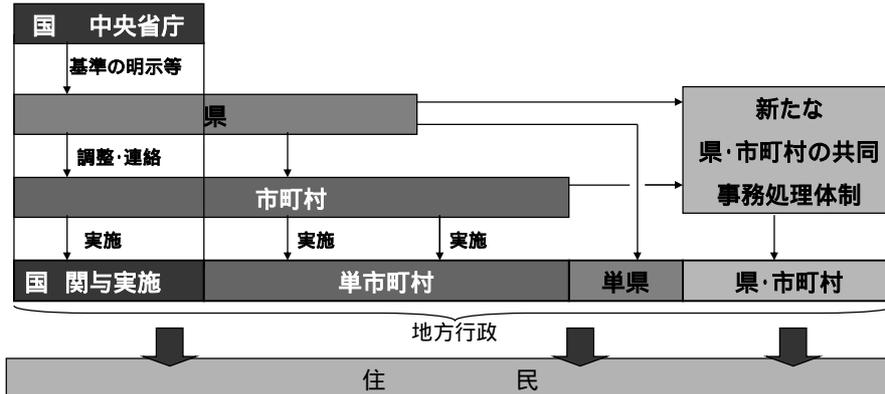
- 国の地方に対する関与を大幅に縮小、国の出先機関は廃止し、地方が行うべき事務は、県に権限・財源をフルセットで移譲。
- 現在の県の事務は、住民目線で見直し、大胆に市町村へ移譲し、県域の広域事務や市町村間の調整等に特化
- 市町村は、総合的なワンストップサービス機関として、住民サービスを向上
- 県と市町村で、新たな共同事務処理の体制を導入するなど、住民目線による効率的な地方自治体制を構築

4 地域主権型社会の実現

国は、外交・国防・マクロ経済・社会保障基準や地方行政に関する基本準則など本来の事務に特化
住民に身近な行政サービスは、原則、県・市町村が、それぞれの役割を明確分担しつつ、全て
県と市町村で実施。

地域住民に密接に関連する税務処理・道路管理・福祉医療などの行政サービスについては、県と市
町村で新たな共同事務処理のスキームを整備

< 地域主権・住民に対する行政サービス >



具体的検討事項(取りまとめイメージ)

地域主権型社会の理念

中央集権による弊害や地域間格差の問題の発生
地域・住民を起点とした地方自治の確立の必要性 など

国・地方における行財政運営の現状

国・地方を通じた画一的な行政システムへの反省(国の不要な関与、二重行政等)
累増する財政赤字や慢性的な財源不足 など

住民参加型行政の積極的な推進

政策形成過程など、多様なレベルで住民参加を可能とするシステムの検討 など

国・県・市町村の新たな役割分担

「ニア・イズ・ベター」基礎自治体を重視した地方分権の推進
国から県への権限移譲、県から市町村への大胆な権限移譲の実施
県・市町村の新たな共同事務処理体制の構築 など

地域主権の実現に向けて

地域主権型社会における地方税財政制度のあり方
自己判断と自己責任による満足度の高い地方自治の実現に向けた課題や方策
など

市町村への権限移譲の取組について

平成21年4月
自治振興課

1 権限移譲に係る主な動き

平成12年4月

地方分権一括法施行

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行

平成18年度まで

市町村の足並みが揃わなくても意欲ある市町村に対して権限を移譲していく「まだら模様の分権」を展開

平成19年度から

「まだら模様の分権」のままでは行政組織のスリム化に逆行

県と市町村の双方がメリットを感じられるような取組の必要性の検討

2 移譲事務数、項目数（4月1日時点での累計）

年	事務数	項目数
12年	44	228
13年	53	270
14年	63	398
15年	67	411
16年	67	416
17年	65	408
18年	67	451
19年	67	451
20年	66	448
21年	65	442

3 移譲事務の代表的な例

- ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣の捕獲、飼養等の許可）
- ・屋外広告物法（屋外広告物の設置許可、除却等）
- ・農地法（転用許可等）
- ・都市計画法（開発行為の許可等）

4 課題及び問題点

市町村の意見

人材・財源の両面から更なる権限移譲に不安や困難を感じている。
 厳しい財政状況、定員管理の上でも行財政改革が最優先課題
 専門知識を有する職員が必要であり、体制の確保が困難

県の認識

まだら模様のままでは、行政組織のスリム化につながらない。
 県においても同種の事務処理を行う必要があり、「二重行政」となる。

県から市町村への権限移譲の状況

(平成21年5月1日現在)

法令等名称	移譲内容	特例条項番	都			市			岩手県			八頭郡			東伯郡			西伯郡			日野郡			中部広域	南部箕蚊屋
			米	倉	吉	岩	若	智	八	三	湯	琴	北	日	大	南	伯	日	日	江					
			取	子	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
児童手当法	児童手当の支給資格及び額の認定(市町村立学校職員に限る。)	1																							
鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	発行手数料の徴収及び発行手数料の指定認証機関への納付	1の2																							
地方自治法	新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示	1の3																							
地方自治法	町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示	1の4																							
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則	奨学資金の貸与に係る申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	1の5																							
鳥取県統計調査条例施行規則	調査票への記入(特例条例規則)	2																							
鳥取県福祉のまちづくり条例	建築物に係る適合証の請求の受理及び知事への送付	3																							
鳥取県福祉のまちづくり条例	3以外の建築物に係る適合証の請求の受理及び知事への送付	4																							
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則	保護者承認申請書等の受理及び知事への送付(特例条例規則)	6																							
戦傷病者特別援護法施行規則	更生医療の給付の要否決定等	7																							
介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定等	8																							
介護保険法	指定介護予防サービス事業者の指定等	8																							
介護保険法	指定居宅サービス事業者等の指定の更新	8																							
介護保険法	介護サービス事業者の業務管理体制の届出の受理	8																							
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者健康手帳の交付申請の受理及び知事への送付等	8の2																							
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令	被爆者健康手帳に係る居住地の変更届出の受理及び知事への送付等	8の3																							
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	被爆者健康手帳に係る氏名の変更届出の受理及び知事への送付等	8の4																							
水道法	専用水道及び簡易専用水道に係る事務	9																							
鳥取県公害防止条例	汚水関係特定施設の設置の届出の受理等	9の2																							
鳥取県公害防止条例	騒音関係特定施設の設置の届出の受理等	10																							
自然公園法	許可申請等の届出の受理及び知事への送付	11																							
自然公園法施行令	申請等の届出の受理及び知事への送付	12																							
鳥取県立自然公園条例	申請等の届出の受理及び知事への送付	13																							
鳥取県立自然公園条例施行規則	申請等の届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	14																							
鳥取県自然環境保全条例	申請等の届出の受理及び知事への送付	15																							
鳥取県自然環境保全条例規則	申請等の届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	16																							
墓地、埋葬等に関する法律	墓地等の経営の許可等	18																							
化製場等に関する法律	死亡獣畜の解体、埋葬等の許可	19																							
化製場等に関する法律	指定区域内における動物の飼養等の許可	19の2																							
火薬類取締法	火薬類の譲渡又は譲受の許可等	20																							
火薬類取締法施行令	消費者に対する報告の要求等	21																							
火薬類取締法施行規則	火薬庫外の貯蔵場所の指示等	22																							
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備に係る基準適合命令	23																							
商工会法	商工会の設立、定款変更の認可等	24																							
計量法	工場等への立入検査等	24の2																							
工場立地法	特定工場の新設等の届出の受理等	24の3																							
農地法	居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可	24の4																							
農地法	農地を農地以外のものにする行為の許可等	24の5																							
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等	24の6																							
土地改良法	換地計画の認可等	24の7																							
土地改良法	農協又は農用地の所有者等が行う土地改良事業の認可等	24の8																							
土地改良法施行規則	農業用排水路の指定	25																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲、飼養等の許可	26																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲、飼養等の許可の取消し等	26																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	26に係る住所変更等の届出の受理	27																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等の許可(被害を及ぼすクマの捕獲を事務目的とするもの)	28																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等の許可(被害を及ぼすクマの捕獲を事務目的とするもの)の取消し等	28																							
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	28に係る住所変更等の届出の受理	29																							
森林法	保安林の緊急伐採等に係る届出の受理	30																							
森林病虫害等防除法施行細則	届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	31																							
屋外広告物法	広告物等の除却及び除却した広告物等の保管、売却又は廃棄	32																							
鳥取県屋外広告物条例	広告物の表示の許可等	33																							
土地区画整理法	個人施行の土地区画整理事業の施行の認可等	34																							
土地区画整理法	土地区画整理組合の設立認可等	34の2																							
土地区画整理法施行令	解任投票所等の公告	35																							
土地区画整理法	土地の形質の変更等の許可等	36																							
土地区画整理法	個人施行及び土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る換地計画の認可等	37																							
米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例	清算金の徴収等	38																							
駐車場法	路外駐車場の設置に係る事項の届出の受理等	39																							
流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務市街地内での建設等の許可等	39の2																							
流通業務市街地の整備に関する法律施行規則	書面の交付	39の3																							
都市計画法	都市計画施設等の区域内の建築の許可等	40																							
都市計画法施行規則	40に係る書面の交付の請求の受理	41																							
都市計画法	開発行為の許可等	42																							
風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における建築物の新築等の許可等	43																							
国土利用計画法	土地に関する権利の移転又は設置後における利用目的等の届出	44																							
租税特別措置法	優良住宅の認定	45																							
租税特別措置法	優良宅地の認定	46																							
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則	優良住宅認定申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	47																							
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則	優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	48																							

・・・地方自治法第252条の26の3により、特例市の権能となったもの。

自治組織充実の取り組み状況

自治振興課

合併市町での取り組み

市町村名	内 容
鳥取市	<p>【まちづくり協議会の設立】</p> <p>地域住民と行政が適切な協力関係で支え合う「協働のまちづくり」を目指している。地区公民館を単位とする市内61地区では、自治会や各種団体が中心となって「まちづくり協議会」の設立が行われており、地域住民の意見をまとめながら、地域課題を解決することを目指している。今後、各地区においては、「地域コミュニティ計画」を作成するなど、地域の現状や課題解決のために地域コミュニティの充実・強化を推進。</p> <p>21年5月末現在 61地区中47団体が設立。</p>
南部町	<p>【地域振興協議会の設立】</p> <p>「地域振興区の設置等に関する条例」を制定し、旧村単位を基準に7つに区割りを行う。その後、それぞれに「地域振興協議会」が設立。町の権限や財源を移譲するなど地域住民が話し合いで課題を解決できる新しい自治組織の体制づくりを推進中。町からは、職員をそれぞれの協議会ごとに担当させ、また交付金により事業を支援している。</p> <p>平成20年度には、法勝寺地区地域振興協議会で中四国農政局の農山漁村地域力発掘支援モデル事業（補助事業）を受け、21年度には、あいみ富有の里地域振興協議会が中国地方中山間地域振興協議会共同研究のモデル地区となる。各々の協議会で、独自のアプローチにより公共交通や不法投棄、防災・防災等の課題に取り組んでいる。</p>
伯耆町	<p>【中山間地域の住民組織支援・地域協議会・集落パートナー職員の配置】</p> <p>平成20年度から、過疎・中山間地域にある二部地区、日光地区で、従来からあった住民組織を元に地域協議会を組織化し（日光地区協議会、二部地区活性化機構）、中山間地域活性化の取り組みを実施。まちづくり担当部局の職員を公民館職員とは別に、1名配置し、各地域組織と連携し、地域の実情に即した事業を展開している。</p> <p>平成21年度から、パートナー職員制度を導入し、114集落に対して、職員2名を割当て、年間4回程度の意見交換を行い、住民ニーズを把握している。</p>

単独町村での取り組み

智頭町	<p>【日本1/0村おこし運動】</p> <p>住民一人ひとりが、地域により深く関心を持つことによって、自治意識を高め、自らの生活の場として集落の再構築を行うとともに、広く町外の人々も含めてお互いを認め合える風土づくりを推進し、住民一人ひとりが無（ゼロ）から有（イチ）への一步を踏み出そうという「日本1/0村おこし運動」を実施中（平成9年度から）。</p> <p>新田集落では、NPO法人として組織化し、中山間地域活性化の各種事業を展開中。</p> <p>平成20年度には、これからの地域社会の将来を見据え、地区振興協議会が2地区（旧村単位）で設立され、地区単位での運動が展開されている。</p>
三朝町	<p>【地域協議会の設立】</p> <p>平成18年3月に地域の自立を促し自主的な地域づくりを促進することを目的として「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」を制定。</p> <p>この条例に基づき、町内を6地域（地区公民館単位）に分け、各地域の担当職員（地域主事）を配置し、発起人会を中心に「地域協議会」設立に取り組み、18年11月の三徳地域協議会を皮切りに平成19年1月末には全地域で設立。</p> <p>「地域協議会」には、地域の総合力を高めるために地域各組織の有機的連携を図り、地域独自の事業や伝統文化の継承など、地域の実態に即した事業が展開されることが期待されている。各協議会で各種事業を展開中。</p>

市町村名	内 容
日吉津村	<p>【コミュニティ計画づくり】</p> <p>平成 16 年度より、住民参画と協働のむらづくりを進めるために、一人でも多くの村民が、地域コミュニティに関心をもち、自らの問題として見直す取り組みとして、村内 7つの自治会ごとに「コミュニティ計画づくり」を呼びかけている。</p> <p>「コミュニティ計画」は、地域の将来を考え、知恵やアイデアを出しあって作る地域の将来計画。地域住民にとってのルールブック、地域参加の手引きとなるもの。それぞれ自治会役員会と連携のもと、推進組織を設置し、防災・防犯・リサイクル・子育て支援・見守り・歴史文化の掘り起こし・公民館のバリアフリーなど多様なテーマについて、アンケート調査やワークショップなどを行いながら検討協議されている。まだ最終的な計画書の完成には至っていないものの、推進組織についての中間報告や、独自の「住民避難マニュアル」が作成され、全戸配布されている自治会もある。</p>
日南町	<p>【校区まちづくり協議会を設置】</p> <p>平成 18 年度に小学校区（旧村）を単位として、地域の力を結集し地域で取り組む総合組織として、7つの校区に「まちづくり協議会」を設置。</p> <p>まちづくり協議会は、自治会活動を含めたまちづくり全般、校区内の課題への対応を行うための組織。</p> <p>18 年度は住民参画まちづくり事業として、公民館を地域振興センターに名称を変更し地域振興の活動拠点とした。（18 年 3 月議会 公民館設置条例の廃止、地域振興センターの設置）</p> <p>まちづくり協議会の活動を支援するため校区担当職員を配置（各地域 4 名）するとともに、住民自治関連、住民学習関連の補助金等を交付金化して一括交付などを行っている。</p>

県・市町村「連携・共同事務検討協議会」の設置について

政策企画総室

平成21年度第1回目の県・市町村行政懇談会(平成21年8月5日)において、県・市町村「連携・共同事務検討協議会」を設置することを合意。

1 趣 旨

県・市町村とも、厳しい財政状況の中、行財政改革を進めながら住民に対して必要な行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、広域的な連携による事務の実施など、市町村間や県と市町村との間で共同して事務処理を行うなどの新たな事務執行方法を見出し、実施に移していくことが必要。

一方、様々な分野において、県と市町村との間に二重行政が存在。また、県から市町村に対し、権限移譲を行っているが、まだら模様となっているなど、県、市町村の双方にとって非効率な分野がある状態。

地方分権を推進していく中で、基礎的自治体の業務体制の充実が求められており、体制整備を進める必要がある。

2 「連携・共同事務検討協議会」の設置

県から市町村への権限移譲(まだら模様の解消)のほか、市町村間や県と市町村の間における事務の共同処理など、連携・共同による行政運営を進めることとし、県にも市町村にもメリットがあるかたちでその実現を図るため、その内容について包括的に検討する「連携・共同事務検討協議会」を新たに設置する。

【連携・共同事務検討協議会】

設 置 東部、中部、西部(日野郡を除く)、日野郡の各圏域ごとに設置

メンバー 市町村：市町村長

県：副知事

業 務 ・連携・共同事務の具体的な項目及び手法について協議・検討

(現在検討している税務、土木、福祉や、消費相談窓口などのほか、観光分野や農業分野、地域振興などについても、幅広く協議・検討)

・財政措置、人的支援等について協議・検討

県と市町村の業務の連携・共同処理の実現に向けた検討状況

連携・共同事務検討協議会の開催予定

- 東部地区・・・10月8日(木)開催
- 中部地区・・・9月30日(水)開催
- 西部地区・・・10月20日(火)開催
- 日野地区・・・9月18日(金)開催

日野地区における検討状況

- ・ 「日南町・日野町・江府町・鳥取県広域行政のあり方研究会」を7月に立ち上げ。
- ・ 9月現在で計3回を開催し、検討業務と今後の検討方針を決定。
- ・ 9月18日の協議会での合意形成後、分野毎に検討を開始。
- ・ 9月末に県及び市町村の担当課長を参集し、連携・共同化に向けた意思疎通を図る予定。
- ・ 11月を目途に来年度からの実施業務について合意形成。各自治体が予算・人員の措置を行い、22年4月からの連携・共同業務の実施を目指す。

<<<分野ごとの検討状況>>>

税の徴収業務の共同化

- ・ 徴収一元化組織の実現には長期を要することから、当面、「任意組織」による滞納整理事務の共同化に取り組みながら継続検討。
- ・ 8月に東・中・西部の3地区で滞納整理事務の共同化について説明会を実施。
- ・ 9月議会終了後、各地区で意見交換会を実施予定。
- ・ 任意組織「鳥取県地方税滞納整理機構」のH22年4月の設置を目指す。

道路維持業務の共同化

- ・ 8月に道路維持業務を主体とした「日野郡における県と町の事務事業連携に関する検討会」を開催。
- ・ 道路維持業務において、個別の事務毎に連携・共同化の可能性の検討を行うことで各町の了解を得たところ。
- ・ 具体的な検討はこれからとなるが、道路維持業務のH22年4月の連携・共同実施を目指す。

町村による福祉事務所設置

- ・ 日南町、江府町、日吉津村がH22年4月に設置予定であり、8月に2町1村から福祉事務所設置協議書が知事宛に提出されたところ。
- ・ H23年4月以降の設置については、伯耆町、南部町、日野町が検討中。
- ・ H22年4月設置の2町1村に対し、県としての支援(専門職員の派遣等)を検討するとともに、県の役割も町村の指導・査察に移行することから、県の組織体制の見直しも検討。

消費者相談業務の連携・共同化

- ・ 消費者庁の設立に伴い、今年度中に全市町村が消費者相談窓口を設置予定。
- ・ 県と市町村の二重行政を避けるため、役割分担等について県と市町村で意見交換を実施中。
- ・ 県と市町村の役割分担整理を行うとともに、連携・共同実施の可能性について検討を進める。

地域主権検討の視点

政策企画総室

基本的認識

新政権が地域主権を強く打ち出しており、権限移譲をはじめ大きく地方分権が進む。

国の出先機関の廃止が打ち出されており、県としてこの業務を受け効率的な執行体制を整えることが必要。

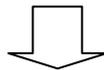
地域主権やこれまでの制度見直しが進む中で、地方の中での県・市町村の役割についても大胆に検討することが必要。

地域主権の中での地方運営の方式は、鳥取県のように小さいがきめ細かな行政の県と、大都市などの大きな県とでは対応が異なることから、鳥取県型を考えることが必要。

見直しの方向性

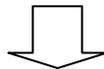
【主な検討事項】

「各分野における国・県・市町村の役割の分析」「地方に移譲すべき国の出先機関の事務」「県が担うべき役割」「市町村が担うべき役割」「県と市町村の新たな連携方策」「地域主権の確立に向けた税財源制度」等



【着眼点】人口60万人という、住民と行政機関が互いに身近な鳥取県の実情を踏まえつつ

「地域住民など生活者の視点で、行政体制や行政サービスのあり方を一から見直し」「可能な限りの住民参加手法の検討」「二重行政をはじめ、組織・予算・事業の仕組みに内在するムダや不効率の排除」等



鳥取県発の地域主権型社会のモデルを提案

P T ・ W G で、具体的な事例等を検証しながら、鳥取県型の住民自治を基本とした分権型システムを検討。